

令和5年度 イベント等実施に伴う騒音、飲酒、その他風紀対策

	海水浴場組合の取組	海の家取組
騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽イベントを行う場合は、各店舗に担当責任者を設け、組合で機材を確認する。 ・周辺民家付近で音量の確認を行い、近隣に迷惑をかけるような騒音であった場合、直ちに音量を下げるよう該当する海の家に注意を行う。 ・上記注意を行ったにも関わらず、改善がなされなかった場合、イベント中止や自主ルールの罰則を適用する。 ・必要に応じて、組合役員による立入り検査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音響設備担当により機材及び音量の確認を行う。 ・周辺民家付近で音量の確認を行う。 ・イベント実施等で混雑が予想される日については、21時以降、海水浴場からバス停までの帰路に従業員を配置し、帰宅客のマナーについて声掛けを行う。 ・スピーカーは設置位置や角度に配慮すると共に、種類や性能に応じて必要な場合は別途対策を行う。 ・ドラム、ホーンセッション等は、使用する時間帯や、大きな音が鳴らないようにする等の対策を行う。
飲酒対策	<ul style="list-style-type: none"> ・泥酔者の発生など、風紀が乱れる恐れがある場合、直ちに該当する海の家に注意を行う。 ・上記注意を行ったにも関わらず、改善がなされなかった場合、アルコール提供の中止や自主ルールの罰則を適用する。 ・必要に応じて、組合役員による立入り検査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて身分証明書等による年齢確認を行い、20歳未満の飲酒を禁止する。 ・ハンドルキーパーの確認を行う。 ・泥酔するような酒類の提供は行わない。 (アルコール度数の高い蒸留酒についてはボトルによる販売を行わない等) ・泥酔の恐れがある者にはアルコール類を提供しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・組合HPやSNSによりマナー啓発に関する内容を掲載する。 ・HPやSNSを活用している海の家については、マナー啓発に関する内容を掲載するよう促す。 ・問題が発生した場合、該当する海の家より始末書を提出させたいえ、組合が罰則を適用する。 	<p>店舗ごとに発行するチラシ、HP、SNSなどを活用して風紀向上に協力を求める。</p>